

稲沢市立稲沢北小学校「学校いじめ防止基本方針」（概要版）

いじめは、被害者にも加害者にもなりうる可能性があり、いじめを受けた児童は心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。そこで「学校いじめ防止基本方針」を策定し、家庭、地域、関係機関との緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置について組織的に取り組み、いじめのない学校をめざします。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- 児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりに努める。
- 日頃からささいな兆候も見逃さず、常に学校全体の問題として捉え、組織的に取り組む。

＜児童に身につけさせたいこと＞

- 人間尊重の精神に立脚した豊かな人間性を身につけさせる
- 差別や偏見をしない許さない態度、正しく判断し行動する力を身につけさせる
- 自他の生命を尊重し、善悪の判断などの基本的モラルを守ろうとする気持ちを身につけさせる

2 いじめ防止対策組織

（1） いじめ・不登校対策委員会

次の構成職員で、定期的（原則月1回）に開催し、いじめの予防および早期発見に努める。

校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主任
養護教諭・関係職員等

（2） 組織の役割

- ① 学校評価アンケート→いじめ防止対策の検証→改善策の検討
- ② 「学校いじめ防止基本方針」の周知、共通理解
- ③ いじめアンケートや教育相談の結果の集約・分析・対策の検討、実効性のあるいじめ防止対策
- ④ 児童：機会ある毎に、いじめ防止につながる話
保護者・地域：学校だよりやホームページ等で学校の取組や学校評価結果等を発信
情報を得るために開かれた学校づくり
- ⑤ いじめ事案への対応
 - ・ 全職員で情報を共有→正確な事実の把握→迅速かつ適切な対応
 - ・ 必要に応じて外部の専門家・関係機関と連携
 - ・ 問題の解消→様子を見守り、家庭と連携をとり、継続的な指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止および早期発見の取り組み

未然防止の取組

- 好ましい人間関係や思いやりのある気持ちの育成
- 互いに認め合い、共に成長していく集団づくり
- 自己肯定感を育む教育活動
- 道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進
- 情報モラル教育の推進
- P T Aの会合などでの家庭教育のあり方、いじめ防止策の話し合い
- 校内研修の実施
- 長期休業中の事前・事後指導

早期発見の取組

- 担任による日頃の情報収集、教師間の情報交換
- いじめアンケート・教育相談の定期的な実施
- 教師と児童との温かい人間関係づくり
- 保護者との信頼関係づくり
- 相談しやすい環境づくり
- いじめ電話相談等、外部の相談機関の紹介
- 過去にいじめ被害にあった児童の継続的な見守り

(2) いじめに対する措置

- ア 「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援
- エ 家庭への学校の指導方針の徹底、児童の行動についての連絡
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、専門家や関係機関との連携
- カ いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくり

(3) 重大事態への対応

教育委員会に報告し、教育委員会の指導のもと対応する。